

<報道発表資料>

令和3年6月29日

「公衆浴場法施行条例」及び「旅館業法施行条例」の一部改正 (素案) に対する県民コメント (意見募集) を実施します

埼玉県では、公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正を検討しています。

条例の改正に当たり、多くの皆さんの御意見を参考とするため、「埼玉県県民コメント制度」により、改正素案に対する御意見を以下のとおり募集します。

1 募集期間

令和3年7月1日(木)～令和3年7月31日(土)

2 資料の入手方法

(1) 埼玉県のホームページから入手できます。(6月30日掲載予定)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/6hou/kenmin-comment.html>

(2) 次の窓口(平日8時30分～17時15分)で閲覧・配布を行っています。

- 埼玉県保健医療部生活衛生課(本庁舎4階)
- 埼玉県県政情報センター(衛生会館1階) Tel 048-830-2543
- 埼玉県の各地域振興センター・事務所
 - 南 部 Tel 048-256-1110
 - 東 部 Tel 048-737-1110
 - 川越比企 Tel 049-244-1110
 - 利根 Tel 048-555-1110
 - 秩父 Tel 0494-24-1110
 - 本庄事務所 Tel 0495-24-1110
 - 南西部 Tel 048-451-1110
 - 県央 Tel 048-777-1110
 - 西部 Tel 04-2993-1110
 - 北部 Tel 048-524-1110
 - 東松山事務所 Tel 0493-24-1110
 - 狭山 Tel 04-2954-6212
 - 加須 Tel 0480-61-1216
 - 幸手 Tel 0480-42-1101
 - 熊谷 Tel 048-523-2811
 - 本庄 Tel 0495-22-6481
- 埼玉県の各保健所
 - 南 部 Tel 048-262-6111
 - 朝霞 Tel 048-461-0468
 - 春日部 Tel 048-737-2133
 - 草加 Tel 048-925-1551
 - 鴻巣 Tel 048-541-0249

東 松 山 Tel 0493-22-0280 秩 父 Tel 0494-22-3824
坂 戸 Tel 049-283-7815

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※ 様式は自由です。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301（住所の記載は不要です。）

埼玉県保健医療部生活衛生課 環境衛生・ビル監視担当 宛て

イ ファクシミリの場合

F a x 番号 048-824-2194

ウ 電子メールの場合

E-mail a3600-03@pref.saitama.lg.jp

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「公衆浴場法施行条例等の一部改正（素案）への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 御意見については、任意の書面により上記項目を記載し御提出ください。

4 意見の取扱い

(1) 提出していただいた御意見等も考慮して、公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の改正案を作成します。

(2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）

なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

(3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんの

で、御了承ください。

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県保健医療部生活衛生課 環境衛生・ビル監視担当

TEL 048-830-3613 (直通)

FAX 048-824-2194

E-mail a3600-03@pref.saitama.lg.jp